

奈良県公契約条例の全体スキーム(その1)

奈良県会計局

目的

○公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本理念

○公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならない。

責務

(県の責務)
県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。

(受注者等の責務)
受注者及び下請負者等は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。

基本方針

(1) 社会的価値の評価
公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

(2) 法令の遵守
公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。
ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。
イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

公契約の定義

- ①県が発注する建設工事の請負契約
- ②県が業務を委託する契約
- ③県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定

社会的な価値の評価

評価項目の種類	評価時点と評価項目	
①社会保険加入	建設工事	業者格付け時／①～④
②障害者雇用率	業務委託 (施設管理等)	特定公契約の 総合評価入札の評価時／②～④
③「奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業」登録	指定管理	特定公契約の 公募に係る審査時／②～④
④保護観察対象者等雇用		

- ・各項目の該当状況により評価
- ・ただし、①については、業務委託・指定管理では、選定時での評価のため、遵守条件とすることから、評価項目としない。

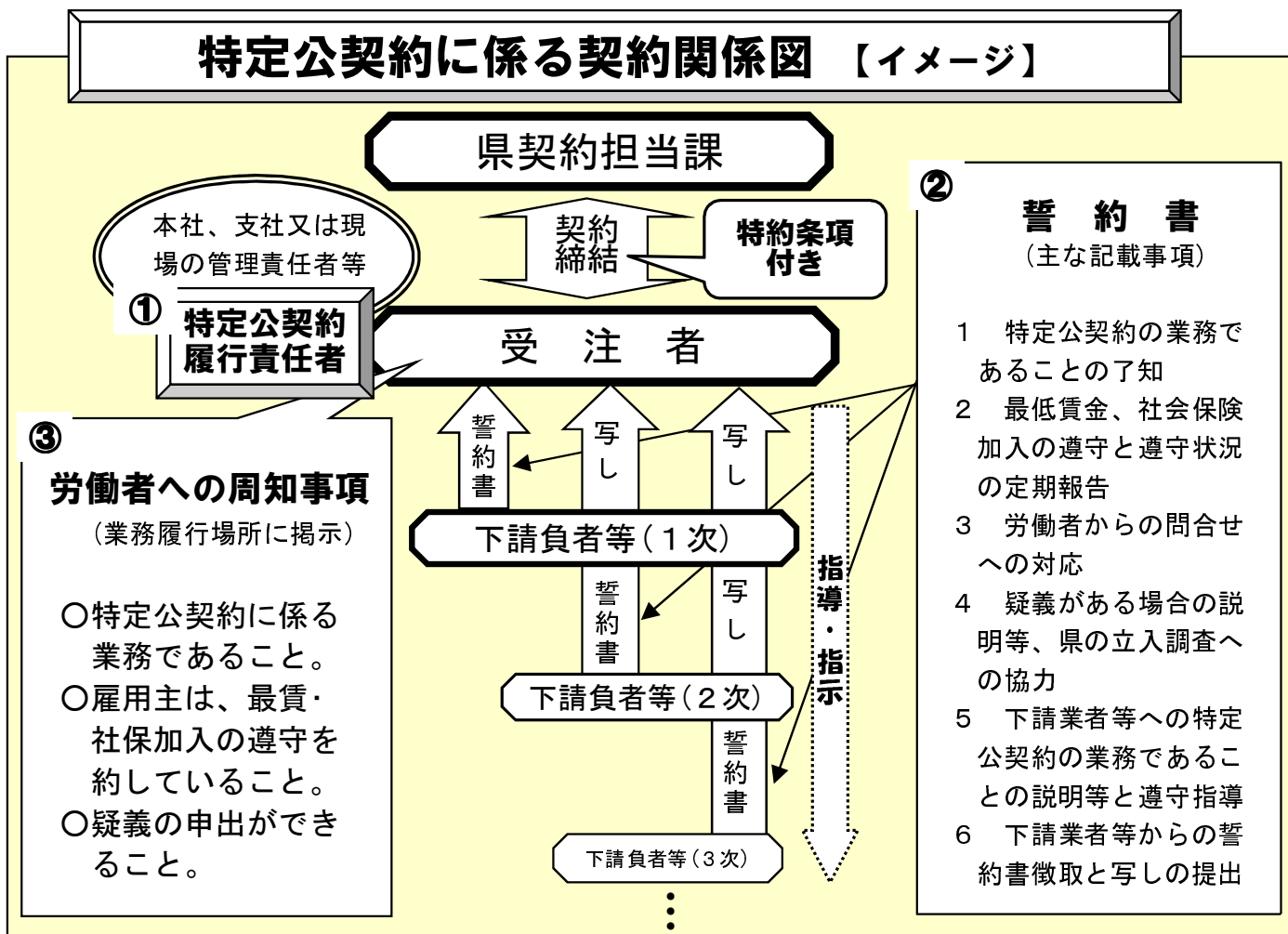
法定労働条件の遵守

公契約のうち、下記の特定期契約の受注者は、当該業務に従事する労働者について、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行う義務を負う。

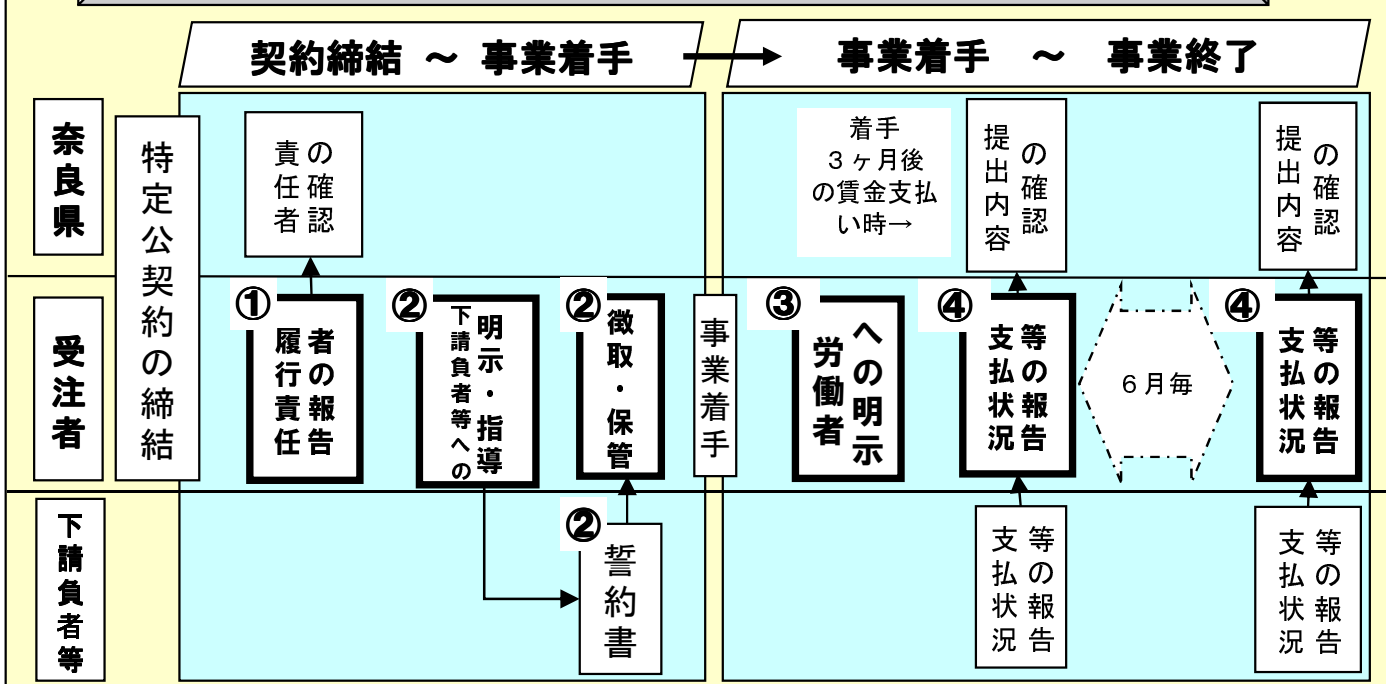
特定期契約の範囲		遵守事項
建設工事	予定価格3億円以上	<ul style="list-style-type: none"> ●最低賃金、社会保険加入の遵守 ●条例に基づく諸手続き <ul style="list-style-type: none"> ①履行責任者の選任・報告 ②下請負者等への明示及び指導 ③労働者への明示 ④定期の支払賃金等の報告 ⑤疑義がある場合の説明等 ⑥立入調査への協力 ⑦必要な措置の結果報告
業務委託 (施設管理等)	予定価格3千万円以上	
指定管理	委託料上限額3千万円以上	

奈良県公契約条例の全体スキーム(その2)

特定公契約に係る契約関係図【イメージ】



手続きフロー(契約締結～契約終了)【イメージ】



違反措置等

対象行為

- (1) 賃金支払・社会保険加入状況等の報告義務違反
 - ・報告しない
 - ・虚偽の報告
- (2) 立入調査への協力義務違反
 - ・拒否・妨害等
- (3) 必要な措置を講じた結果の報告義務違反
 - ・報告をしない
 - ・虚偽の報告
 - ・必要な措置を講じない

違反に対する措置等

【受注者】

- ・過料
- ・入札参加停止措置

※ ただし、下請負者等に係る内容については、指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、適用しない。
過料を科した場合は、情報提供としての公表を行う。

【下請負者等】

- ・入札参加停止措置

※ ただし、下位の下請負者等に係る内容については、指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、上位の下請負者等には適用しない。

(評価への反映)

上記の入札参加停止措置を受けた事業者については、業者格付け(建設工事)、総合評価(業務委託)又は公募に係る審査(指定管理)において、一定の減点を行う。

公契約審議会

○知事の諮問に応じ、この条例の運用方針その他重要事項について調査審議する。

公契約執行適正化委員会

○過料の適否その他この条例に基づく公契約の適正な履行の確保(入札参加停止措置を含む。)について調査審議する。

施行時期

○平成27年4月1日施行

※ 施行日以降に公告等のあった特定公契約に適用。

※ 報告の対象となる範囲：経営者、管理者や直接業務に従事しない職員等を除く労働者